

海外生まれの未成年が台湾に籍を入れるまでの流れ [出生時及び申請時に両親どちらか(または両方)が台湾国籍であること]

	手続内容	担当機関 〈所要日数〉	必要書類
A	1 ↓ A 台湾で直接定居証を申請する場合 移民署に提出及び認証を求められた日本の書類を認証する	各地域の代表処 〈通常3-5営業日〉	※台湾籍の親の戸籍が海外転出になっている場合は先に戸政事務所ですべて戸籍回復しておく 定居証 - 必要書類(内政部移民署 HP、中国語)
	2 ↓ 定居証正本申請 ※正本受取後 30 日以内に戸政事務所ですべて手続き	各地域の移民署 〈通常7営業日〉	 ※地域によって必要資料が異なることがあるので 必ず事前に申請先の内政部移民署へ連絡すること (担当者氏名も聞いておくこと)
B	1 ↓ B 日本で先に定居証副本を申請する場合 各地域の代表処で定居証副本申請 副本発行後、有効期限 6 ヶ月以内に台湾で後の手続き 台湾入国時に必ず空港で定居証副本に印を押してもらう ※ここで印を押し忘れると副本申請からやり直しになる可能性があります！忘れないようにしてください。	各地域の代表処 〈通常4-6週間〉 台湾の空港(移民署) 〈その場で完了〉	日本から持参する書類について (1)何が必要か(2)翻訳は必要か(3)その内どれに認証が必要か (4)上記を確認したら必要な資料については各代表処で認証 ※横浜分処は神奈川県/静岡県が最近三ヶ月以内発行の書類のみ認証可 定居証副本 - 必要書類は次ページ参照 弊処での申請はすべて WEB 予約制です
	2 ↓ 定居証副本を正本に換える ※正本受取後 30 日以内に戸政事務所ですべて手続き	各地域の移民署 〈通常3営業日〉	 定居証副本を申請せず認証のみ申請:<書類の認証[個人]> 定居証副本:<定居証副本(海外生まれの未成年の戸籍取得)> (定居証副本申請の場合、別途認証の予約不要)
	3 ↓ 戸籍取得(同時に身分証番号取得)	各地域の戸政事務所 〈通常当日〉	戸籍取得-必要書類(内政部戸政司 HP、中国語)  必要書類は地域によって必要資料が異なることがあるので、必ず事前に申請先の戸政事務所までお問い合わせください(担当者氏名も聞いておくこと)
4 ↓ パスポート申請(身分証番号記載) 今回出国時に台湾パスポートに出国印が必要か確認すること	各地域の 外交部領事事務局 〈通常1-2週間〉	台湾国内でのパスポート申請必要書類(外交部領事事務局 HP、中国語) 	
5	一連の流れが完了(一度で全ての手続を終えること)		

※地域によって移民署、戸政事務所、外交部領事事務局での必要資料や所要日数が違う可能性がある為、必ず日本にいる間に各申請先機関に連絡して確認してください。
台湾での申請時に両親片方がいない場合はその旨も伝えた上で必要資料を確認してください。

横浜分処で定居証副本を申請する場合の必要資料<申請は要 WEB 予約、各書類のコピーは用意して持参すること>

1. 申請書(所定用紙あり / 署名欄に申請者本人氏名 + 代理申請人欄にご両親どちらかの氏名 例: 父親 ○○○代理)
2. 定居同意書(所定用紙あり / 要両親直筆サイン) + 両親印鑑
3. 申請者資料: A・B・C すべて

A 申請者の有効なパスポート原本 台湾と他国(日本含む)パスポートお持ちの方は両方提出 台湾パスポート未取得なら他国(日本含む)パスポートのみで申請可	B 申請者の有効な在留カード原本 (日本パスポートの方は不要)	C 申請者の写真 2 枚(別紙参照)
--	---	---------------------------

4. 両親資料: A と B 両方

A 両親の有効なパスポート原本	B 両親の有効な在留カード原本(日本パスポートの方は不要)
------------------------	--------------------------------------

5. 台湾の両親結婚証明書類: A または B どちらか

A 台湾戸籍謄本原本 1 部(最近三ヶ月以内発行 / 配偶者氏名記載済)	B 台湾身分証原本(配偶者氏名記載済) or A4 両面コピー 1 部
---	--

6. 日本の両親結婚証明書類: A または B どちらか

A 両親どちらかが日本人: 日本戸籍謄本原本 1 部(最近三ヶ月以内発行 / 両親の婚姻が確認できること)	B 両親とも日本人でない: 住民票原本 1 部(最近三ヶ月以内発行 / 両親の婚姻が確認できること)
--	---

↓ 7, 8 は既に認証済みの[出生届の写し+出生届中国語訳]が手元にあり、それを提出出来る方は別途用意する必要はありません

7. <要認証>出生届の写し(=全部事項証明書 / 受理証明書ではない)1 部 + コピー 2 部 神奈川県/静岡県以外の機関発行の場合は事前に管轄の代表処で認証してから提出

通常市/区役所で申請出来る書類で【上記事項は届書に記載あることを証明する】といった旨が押印されている写し(原本ではない)、一般的に A3 サイズ。
 保管期限超過で日本政府に出生届が処分されてしまった等、やむを得ない事情で出生届の写しを用意することが難しい方は別途弊社にお電話ください。

8. <要認証>出生届中国語訳(自分で用意 / 繁体字使用 / 令和等台湾の年号でないものは西暦や民国に変更すること / 国籍は 中華民國 or 台湾と記入)

9. <要認証>予防接種関連書類: 6 歳以上は A、6 歳未満は A、B、C どれかひとつ 神奈川県/静岡県以外の機関発行の場合は事前に管轄の代表処で認証してから提出

A 健康診断書(所定用紙あり / 最近三ヶ月以内発行)	B 予防接種証明書(所定用紙なし / 最近三ヶ月以内発行 / 英語版)
C 日本の母子手帳原本 + A4 コピー 3 部(原本は確認後返却し、コピーを認証) 押印している行政機関を発行元とする <表紙>/<本人・両親氏名記載及び市・区役所が押印しているページ>/<空白部分を含む全ての予防接種記録のページ>を全て見開きで A4 コピー 3 部ずつ用意	

10. 戸籍回復誓約書(所定用紙あり / 台湾籍の親が 2 年以上帰国しておらず、戸籍が海外転出になっている場合のみ記入)

↓ 11, 12 は「母親が台湾籍以外」尚且つ「婚姻日から 181 日以内に出産した」場合のみ提出(以下の書類については念の為弊社まで電話で確認してください)

11. <要認証>父子の関係証明: 父子の DNA 親子鑑定書[英語版]

(神奈川県/静岡県の病院が最近三ヶ月以内発行したものをお勧めします。企業等医療機関でない発行元の場合、日本の公証役場で認証後でないと代表処で認証出来ません)

12. <要認証>母親の婚前単身証明: 日本人の場合は、必要資料「6A」をそのまま認証。中国籍の場合は別途お問い合わせください。

- ・定居証副本申請費用 4,100 円 / 認証は 1 部につき費用 2,000 円 横浜分処では神奈川県/静岡県の機関が最近三ヶ月以内に発行した書類のみ認証可
- ・台湾で直接定居証正本を申請する場合は弊処で認証する書類を含め、必要資料詳細を必ず直接各地域の移民署に確認してください

台北駐日経済文化代表処 横浜分処 [TEL]045-641-7737 / [E-MAIL]yok@mofa.gov.tw / [WEB]https://www.roc-taiwan.org/jpyok_ja/index.html